

と おかまち

Public Relations

市報



5 2020 / 25

令和2年 5月25日号

No.339



一日でも早くお届けできるように

5月8日から特別定額給付金(10万円)の郵送による受付が始まりました。一日も早くお届けできるように、作業を進めています。

[特別定額給付金(10万円)申請書の受付作業の様子]

一人ひとりが
できること
「新しい生活様式」
実践例より



※「新しい生活様式」の詳細は市ホームページで紹介しています

新型
コロナウイルス
感染症対策
特別編集

P2 市民生活と地域経済を守るためさまざまな事業で支援します

P4 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

P6 遠隔手話通訳サービスが利用できます

国民年金保険料免除などの臨時特例

P7 新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診の目安(5月8日改訂)

P8 新型コロナウイルスに関する各種相談・問合せ先一覧

市民生活と地域経済を守るため さまざまな事業で支援します



☎それぞれの担当課へ

(2) 市民生活の支援：5,485万円

- ① 子育て世帯生活支援特別給付金／2,560万円（子育て支援課☎757-3719）
児童手当（特別給付を除く）を受給する子育て世帯（公務員除く）に対し、対象児童1人につき5,000円の給付金を支給します。
- ② ひとり親家庭等生活支援特別給付金／1,765万円（子育て支援課☎757-3719）
児童扶養手当を受給するひとり親家庭などに対し、対象児童数に応じた給付金を支給します。
- ③ 単身世帯等支援給付金／1,160万円（市社会福祉協議会地域福祉課☎750-5010）
感染症拡大に伴う休業要請や経済不況に伴う休業などで影響を受けた18歳以上60歳未満の単身世帯などに5万円を支給します。

(3) 市内事業者の支援：4,550万円

- ① 休業等協力事業者支援事業（追加）／1,400万円（産業政策課☎757-3139）
感染拡大防止のための県の休業要請に応じた事業者への10万円の上乗せ支給および休業要請対象外でありながら、自ら施設の休業を行った宿泊施設事業者へ20万円を支給します。
- ② 繊維産業支援事業／2,000万円（産業政策課☎757-3139）
きもの販売会・展示会の開催に係る経費補助およびきもの着用体験事業（きものバンク）に使用するきものを購入します。
- ③ 市民で泊まって応援キャンペーン事業／1,150万円（観光交流課☎757-3100）
市民を対象に、市内ホテル・旅館を利用したときの宿泊料金などの3割（上限1万円）を補助します。

(4) 県外学生の支援

県外学生応援ふるさと便事業／1,000万円（企画政策課☎755-5137）

県境移動の制限などにより、アパートなどで厳しい生活環境にいる市出身の県外に住む学生に対し、市から応援の気持ちを込めて「ふるさと便（十日町市カタログギフトなど1万円相当の十日町産品）」を送ります。

市では新型コロナウイルス感染症による影響から市民生活と地域経済を守るため、第1弾として、54億円規模の補正予算を編成し、4月30日付けで専決処分しました。今回は第2弾として、緊急的に3億円規模の補正予算を編成し、さまざまな支援事業を実施します。詳しくは担当課へお問い合わせください。

補正
予算額

一般会計：2億9,735万円

【財源内訳】国庫支出金：2億6,341万円
（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
一般財源：3,394万円

補正予算の内容

(1) 地域経済の活性化：1億8,700万円

- ① プレミアム商品券発行事業／1億700万円（産業政策課☎757-3139）
7,500円分の商品券を50%のプレミアムを付けて5,000円で発行します。
- ② 新しい生活様式リフォーム事業／8,000万円
 - 1) 事業所版：3,000万円（産業政策課☎757-3139）
市内事業所が新しい生活様式に対応するための改修費の一部を補助します。（例：間取りの変更、換気窓の増設、飛沫防止カウンターを設置、水回り設備や自動ドアなどの新設など）
 - 2) 住宅版：5,000万円（都市計画課☎757-9935）
市民が住宅本体のみを対象としたリフォーム工事について、市内に本社がある法人または市内に住所を有する個人事業主に依頼するときに、工事費の一部を補助します。



3 従業員の雇用を守るための助成

■雇用調整助成金【新潟県労働局】

一時的に休業などを行い、労働者の雇用維持を図った事業主の休業手当、賃金などの一部を助成します。

●助成率＝中小企業5分の4、大企業3分の2

【解雇などをしていないとき】 中小企業10分の9、大企業4分の3

☎ハローワーク十日町 ☎757-2407

■雇用安定化事業補助金【十日町市】

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士による計画届作成支援などの手数料を補助します。

●補助額＝1事業者当たり1回限り10万円（上限）

☎産業政策課 ☎757-3139

4 県の休業要請に基づき休業した事業者への協力金

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【新潟県】

4月24日(金)から5月20日(水)までの期間で施設の休業などの協力要請に応じた中小企業などへ協力金を支給します。

●対象期間＝4月24日(金)～5月6日(水)・5月7日(木)～5月20日(水)

●支給額＝1事業者当たり10万円（4月24日から5月20日まで要請に応じ休業したとき、20万円）

※休業要請などの対象施設の確認は、相談センターにお問い合わせください

☎県緊急事態措置・協力金相談センター ☎025-280-5222

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【十日町市】

①県からの施設の休止などの協力要請に応じた中小企業などに対し、協力金を上乗せ支給します。

●支給額＝1事業者当たり10万円

②県からの協力要請の対象外であるが、要請内容と同じ条件で施設の休業を自ら行ったホテルまたは旅館の事業者に対し協力金を支給します。

●支給額＝1事業者当たり20万円

☎産業政策課 ☎757-3139

5 その他

■緊急小口資金【(社福)新潟県社会福祉協議会】

休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が困難となった人へ少額の費用を無利子で貸し付けます。

●貸付額＝10万円（上限）、個人事業主などは20万円（上限）

☎市社会福祉協議会 ☎750-5010

1 当面の運転資金などの調達について

■新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

直近1か月の売上高が前年または前々年同期に比べ5%以上減少した人が対象です。（融資後3年間金利引き下げあり）

☎日本政策金融公庫長岡支店 ☎0258-36-4360

■マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【日本政策金融公庫】

商工会議所や商工会などの経営指導員による経営指導を受けている小規模事業者を対象とした無担保・無保証人融資です。（一定の売上高減少のときは、無利子）

☎日本政策金融公庫長岡支店 ☎0258-36-4360

■危機対応融資【商工組合中央金庫】

直近1か月の売上高が前年または前々年同期に比べ5%以上減少した人が対象です。（信用力・担保によらず、融資後3年間金利引き下げあり）

☎商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711

■新型コロナウイルス感染症対応資金【新潟県制度融資】

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を受けた中小企業者に対し、既往債務の借換も含めて、3年間の実質無利子や保証料なしで融資します。（一定の要件あり）

☎第四銀行・北越銀行・大光銀行・信組など県内43金融機関で取扱い

■新型コロナウイルス感染症対策特別融資【新潟県制度融資】

売上が減少している中小企業者の資金繰りを支援します。

☎第四銀行・北越銀行・大光銀行・信組など県内43金融機関で取扱い

■元金の返済猶予【新潟県制度融資】

新潟県制度融資を借り入れ、返済が始まっている人に対し、最長1年まで返済を猶予します。

☎中小企業金融相談窓口 ☎025-285-6887

■信用保証料の補助上乗せ【十日町市】

新型コロナウイルス感染症対策特別融資【新潟県制度融資】の借り入れにかかる信用保証料を補助します。

●補助率＝1,000万円以下：100%補助、1,000万円以上5,000万円以下：50%補助

☎市内各金融機関

2 事業全般に広く使える給付金

■持続化給付金【経済産業省】

ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者（幅広い業種が対象）を対象に給付します。

●給付額＝法人：200万円（上限）、個人事業主：100万円（上限）

☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

新型コロナウイルス感染症に関する 相談・受診の目安（5月8日改訂）



健康づくり推進課母子保健係 ☎757-9759

これまで、37.5度以上の発熱が相談・受診の目安でしたが、次のように変更になりました。該当する人は、医療機関を直接受診せず、「帰国者・接触者相談センター」もしくは「かかりつけ医療機関」に電話などで相談し、指示を受けてください。複数の医療機関の受診は、感染が拡大するおそれがあるため、控えてください。

帰国者・接触者相談センターなどへの相談・受診の目安

- 次のいずれかに該当するときは、すぐに相談してください。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがあるとき
 - 重症化しやすい人（※）で、発熱や咳などの比較的重いかぜの症状があるとき
 - 上記以外の人で発熱や咳など比較的重いかぜの症状が続くとき（症状が4日以上続くときは必ず相談してください。症状には個人差があるため、強い症状があるときにはすぐに相談）
- 〈妊婦〉重症化しやすい人と同様に、症状があるときは早めに帰国者・接触者相談センターなどに相談
- 〈子ども〉帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談

（※）重症化しやすい人

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人
- ・透析を受けている人
- ・免疫抑制剤や抗がん剤などをうけている人

※これは相談・受診の目安です。検査はこれまでどおり医師が判断します

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

感染が疑われるとき

「帰国者・接触者相談センター」（十日町保健所内）
 【月～金】午前8時30分～午後5時15分
 【土・日・祝日】午前9時～午後5時 ☎757-2401
 【上記時間外（緊急のときのみ）】
 ☎757-6346※警備員室につながります。電話番号をお伝えいただき、担当から折返し連絡します

一般的な相談

「新型コロナウイルス感染症相談窓口（健康づくり推進課内）」
 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日含む）☎761-7413

「十日町市新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を作成しました

市では、国が示した「新しい生活様式」をもとに市内の施設利用時の感染症予防対策ガイドラインを作成しました。

- 公共施設利用時にお願したいこと
- ・発熱などかぜ症状があるときは、施設への入場はできません。
- ・「3つの密（密閉、密集、密接）」を防ぐために入場者数の制限をすることがあります。
- ・入場時に受付名簿に記入を求められることがあります。

※毎朝体温を測り、37.0度以上の発熱またはかぜ症状があるときは外出を控えるようにお願いします
 詳しくはホームページをご覧ください。

遠隔手話通訳サービスが利用できます



福祉課障がい福祉係 ☎757-3782 ☎757-3800



遠隔手話通訳サービス
QRコード



- 県では、手話通訳を必要とする人が新型コロナウイルスに感染した疑いがあるとき、安心して病院の受診などができるよう、遠隔手話通訳サービスを提供しています。
- ※遠隔手話通訳とは、ろう者と手話通訳者が対面せず、スマートフォンやタブレットを使って手話通訳を受けることを言います
- 利用手順
- ①スマートフォンまたはタブレットを用意。（使用するアプリはLINE）
 - ②所定の相談票を「帰国者・接触者相談センター」にFAX送信（☎757-2474）。
 - ③以降はセンターから連絡。
- 他相談票は市ホームページからダウンロードできるほか、窓口にも配置。詳しくは問い合わせ。

国民年金保険料免除などの臨時特例



年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004
 日本年金機構 六日町年金事務所 ☎025-716-0802
 市民生活課国保年金係 ☎757-3748または各支所市民係

- 対象者 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除または学生納付特例基準相当になることが見込まれる人
- 申請方法 必要書類を年金事務所または市役所窓口へ持参、または郵送にて提出（郵送を希望するときは、電話で相談）
- ※申請書などは日本年金機構ホームページに掲載しているほか、年金事務所・市役所窓口にも設置
- 申請対象期間
- ・国民年金保険料免除・納付猶予 令和2年2月分～令和2年6月分まで
- ※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要
- ・学生納付特例 令和2年2月分～3月分まで、令和2年4月分～令和3年3月分まで
- 申請に必要なもの
- ・免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書
- ・所得の申立書（臨時特例用）
- ・学生証のコピー※両面（学生納付特例申請者のみ）





新型コロナウイルスに関する各種相談・問合せ先一覧

相談内容		問合せ先	電話番号	受付時間
健康予防・感染対策	健康・社会生活	新型コロナウイルス感染症相談窓口（健康づくり推進課内）	☎761-7413	午前8時30分から 午後5時15分まで （土・日・祝日含む）
	感染が疑われるとき	帰国者・接触者相談センター（十日町保健所内）	☎757-2401	【月～金】 午前8時30分から 午後5時15分まで 【土・日・祝日】 午前9時から午後5時まで（緊急のときは時間外対応あり）
生活支援	特別定額給付金（1人10万円）	新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金窓口	☎755-5216	午前8時30分から 午後5時15分まで （土・日・祝日含む）
	市税の納税猶予	税務課	☎757-3113	【月～金】 午前8時30分から 午後5時15分まで
	国民健康保険税の減免	市民生活課	☎757-3735	
	水道基本料金の減額	上下水道局 上下水道課	☎757-6531	
※詳細は4・5ページ 経済支援	休業・時短事業者などに対する協力金の支給	産業政策課	☎757-3139	【月～金】 午前8時30分から 午後5時15分まで
子育て・学校	子育て世帯への臨時特別給付金	子育て支援課	☎757-3719	【月～金】 午前8時30分から 午後5時15分まで

※そのほかの問合せ先は市ホームページで確認できます

寄付ありがとう

※敬称略

- マスク寄贈＝町田克義（田川町3）、きものの街のキルト展ボランティアスタッフ一同（本町7-2）、中越住電装株（小千谷市岩沢）、七宮旭夫妻（西浦町東）、新潟第一酒造株（上越市）

延期や中止となった主なイベント・催し

市が主催や実行委員会の一員で開催するもの

延期	イベント名など	開催予定だった日	延期する日	問合せ
	交通安全講習会	毎年6月～9月	未定	十日町地区交通安全協会 （☎757-6055）
「双子のつどい」	毎年6月	十日町子育て支援センターくるる （☎757-1008）		
中止	イベント名など	開催予定だった日	問合せ	
	劇団四季ファミリーミュージカル 「人間になりたがった猫」	7月29日(水)	生涯学習課（☎757-5011）	